

「弘前式」ICT活用教育推進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

市では、子どもたちの「社会を生き抜く力」を養成するため、平成27年度からICTの活用を視点とした授業改善及び授業づくりに取り組んでおります。

この業務では、これまで整備したICT機器の効果的な活用と教員のICT活用能力の向上に向けて、機器の操作はもちろん、授業提案や教材作成等のサポートを行うICT支援員派遣と、整備機器の有用性や効果などを様々な観点で調査し評価する効果検証を行うことを目的としております。

(2) 業務名

平成29年度「弘前式」ICT活用教育推進事業 学校ICT活用支援等業務

(3) 業務内容

平成29年度「弘前式」ICT活用教育推進事業 学校ICT活用支援等業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。仕様書の要求要件は必須とし、契約期間や契約条件は契約候補者の提案内容によって、仕様を変更することがあります。

(4) 業務委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月23日まで

(5) 選定方法

本プロポーザル方式は、公募型として書類審査とプレゼンテーション等による選定とします。提案者が1者のみの場合は、所定の審査の上、提案者の選定を行うものとします。

2. 業務に要する費用(事業費限度額)

9,448千円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(事業費限度額)を超過した場合は失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる事項を満たすものとします。

(1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成29年6月2日(金)午後4時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。
提出先メールアドレス：gakkouzukuri@city.hirosaki.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：平成29年6月6日(火)
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

5. 参加表明手続

- (1)提出書類
参加意思表明書(様式2)
- (2) 提出期限：平成29年6月9日(金)午後4時とする。
- (3) 提出方法：持参または郵送により提出すること。
※持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。(土曜、日曜日及び祝日を除く。)なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと。
- (4) 参加資格の通知：参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知します。

6. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式3) 原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部
- ア 会社概要(様式4)
- イ 技術者の概要(様式5)
- ウ 業務実績調書(様式6)
- エ 担当技術者調書(様式7)
- オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式8)
- カ 再委託調書(様式9)
- キ 工程表(様式10)
- ク 企画提案書(任意様式)

※表紙及び目次を除き、A4横サイズ片面20ページ以内(両面印刷の場合は10ページまで)で次に掲げるテーマについては必ず記載すること。

- ・事業に対する基本方針
- ・運用支援体制(ICT支援員含む)
- ・ICT支援員による支援方法・内容
- ・効果測定及び検証の方法・内容

この他、当該事業の特性や継続性等を踏まえた提案等を記載できます。

ケ 参考見積書(任意様式)

※予算限度額以内とする。積算根拠が明確であること。

(2) 提出期限等

- ①提出期限：平成29年6月19日(月)午後4時まで(必着)
- ②提出場所：弘前市教育委員会 学校づくり推進課(岩木庁舎3階)
- ③提出方法：持参又は郵送によること。※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 審査方法

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書の内容審査(以下、「書類審査」という。)並びにプレゼンテーション等審査により、下記で示す審査基準に基づいて審査をし、高い評価を得た提案者を特定します。

参加者が多数であった場合は、書類審査により一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション等審査を行い、受託候補者を選定します。受託候補者の選定にあたり、書類審査及びプレゼンテーション等審査において、最も得点の高い者を受託候補者とします。なお、審査は非公開とします。

(2) プレゼンテーション等審査

- ①実施予定日：平成29年6月22日(木)
- ②実施場所：市が指定する場所(弘前市内)
※詳細については、参加者に別途通知します。なお、実施予定日時は変更の可能性があります。
- ③実施方法：1者あたりの時間は20分以内とします。なお、質疑応答の時間として別に10分程度設けます。
※説明者は、提案者のうち本事業を担当する者で3名以内とします。
説明は本事業の目的及び技術的特徴を網羅的に理解している者が実施することとし、提案者以外の者のみの説明は不可とします。

※説明者の補助及び質疑応答の対応者として、説明者本人を含め最大5人までの参加を認めます。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。ただし、価格点は減算方式、企画提案点は各評価項目に対するA評価からD評価による加点方式を採用します。

- ・ 価格点 : 30 点
- ・ 企画提案点 : 270 点
(企画提案点の評価事項)

① 共通事項

- ・ 事業目的に関する理解度
- ・ 事業実績
- ・ 運用体制
- ・ 本業務に対する追加提案

② ICT支援員派遣業務

- ・ 授業中における支援内容
- ・ 授業づくりに関する支援内容
- ・ 「弘前式」ICT機器に関する支援内容
- ・ ICT支援員を支える体制
- ・ ICT支援員の訪問回数
- ・ 活動報告

③ ICT効果検証業務

- ・ 調査に関する制度設計
- ・ 調査に関する対象
- ・ 調査に関する項目
- ・ 調査に関する配慮
- ・ 成果報告書

9. 日程

公示	平成29年5月26日
質問受付締切	平成29年6月 2日 午後4時まで
質問回答	平成29年6月 6日
参加意思表明書の受付締切	平成29年6月 9日 午後4時まで

企画提案書等受付締切	平成29年6月19日	午後4時まで
審査	平成29年6月22日	(予定)
結果通知	平成29年6月23日	(予定)
契約締結	平成29年6月下旬	(予定)
業務開始	平成29年7月上旬	(予定)

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします

- (1)参加資格要件を満たしていない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5)企画提案書及び見積書に記載された内容において、不当廉売等、明らかに公正な競争を阻害する又は事業実施に支障を来す恐れがあると判断される場合

11. 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3)提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5)「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとします。

- (6)提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例(平成18年弘前市条例第19号)の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本プロポーザルの候補者特定前

において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市教育委員会 学校づくり推進課 担当 竹内（元） TEL0172-82-1645（直通）